

茨城県出資団体等経営改善専門委員会設置要綱

(平成 14 年 11 月 1 日制定)

改正 平成 16 年 11 月 1 日

改正 平成 20 年 9 月 18 日

(設置)

第 1 条 「出資法人等の経営評価及び運営指導に関する指針」(平成 14 年 8 月 1 日制定)に基づき、県が出資又は出捐をしている公益法人及び特殊法人、県が出資している営利法人並びに県が出資又は出捐をしていないが財的・人的支援を継続的に行っている団体(以下「出資団体等」という。)を対象に実施する経営評価により、経営改善等が必要と認められた団体の具体的対応策等について専門的立場からの意見を聴くため、茨城県出資団体等経営改善専門委員会(以下「専門委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 専門委員会は知事が選定した出資団体等に係る次の事項について審議し、専門委員会としての意見を知事に提出する。

- (1) 出資団体等に係る経営評価に関すること。
- (2) 出資団体等の経営改善策に関すること。
- (3) 出資団体等のあり方の見直し等、抜本的な対策に関すること。

(組織)

第 3 条 専門委員会は、学識経験者、経営の専門家、民間企業経営者等の法人経営について優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する委員 7 名以内をもって組織する。

- 2 委員の任期は 2 年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 専門委員会は、委員長及び副委員長を置く。
- 4 委員長は、委員の互選により選任し、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。
- 5 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 専門委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 専門委員会は、半数を超える委員の出席がなければ開くことができない。
- 3 議事は、議決する必要がある場合には、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は委員長が決するものとする。
- 4 委員長は、必要があると判断した場合には、審議結果を少数意見を含めてとりまとめ、

提言等を行うことができるものとする。

(意見の聴取)

第5条 委員長は、必要があると認める場合には、関係者の出席を求めてその説明若しくは意見を聴くこと、又は関係者からの資料の提出を求めることができるものとする。

(特別委員会)

第6条 専門委員会は、特別の事項を調査審議するため、必要に応じ特別委員会を置くことができる。

- 2 特別委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、専門委員会の委員長及び副委員長をもって充てる。
- 3 特別委員会の委員(第3条第1項の規定により専門委員会の委員に委嘱された委員を除く。)は、知事が委嘱する。
- 4 委員長は、会務を総理し、特別委員会の議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代理する。
- 6 第3条第2項及び前2条の規定は、特別委員会に準用する。

(庶務)

第7条 専門委員会の庶務は、総務部出資団体指導室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成14年11月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成16年11月1日から施行する。
- 2 平成16年11月1日付けで委嘱する委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

付 則

- 1 この要綱は、平成20年10月1日から施行する。
- 2 平成20年度に委嘱する第6条第1項の特別委員会の委員の任期は、同条第6項で準用する第3条第2項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。